

入間市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(防疫業務手当)</p> <p>第6条 防疫業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における感染症の患者若しくはその疑いがある者と接する作業又は感染症の病原体に汚染されている疑いがある物件の処理</u></p> <p>(2) <u>家畜伝染病の病原体を有する家畜又は家畜伝染病の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(防疫業務手当)</p> <p>第6条 防疫業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) <u>感染症が</u> _____ _____ _____発生し、又は発生するおそれがある場合における_____ _____感染症の病原体に汚染されている疑いがある物件の処理</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>感染症による在宅患者への保健指導</u></p> <p>2 略</p>